平成２２年（フ）第２０５３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原436番地　クレールコートＢ108号、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原298番地３　アムール長者原駅前303号
破産者　諸永雄一郎
１　決定年月日　平成23年７月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５８号
北海道沙流郡日高町字厚賀町172番地の３
破産者　新井　惠子
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４９号
横浜市港南区大久保１丁目11番22号　上大岡ハイデンス305号
破産者　森下　利男
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８９６号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目２番16号テラス鵠沼101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡２丁目２番19号
破産者　山口　　隆
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２４号
横浜市港南区上永谷３丁目２番２―401号、開始決定時の住所横浜市港南区大久保１丁目16番５号
破産者　仲出川四郎
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９８号
横浜市保土ケ谷区西久保町１番地の４　西久保町公園ハイツ１号棟105号室
破産者　佐々　直樹
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４０５号
神奈川県鎌倉市御成町14番６号
破産者　高木ノンコ
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３６号
静岡県牧之原市須々木739番地３
破産者　河村　政夫
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７３号
神戸市西区上新地２丁目25番地の37
破産者　安富　茂人
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２２７号
鳥取県鳥取市福部町海士633番地１
破産者　井手野浩実
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４号
愛媛県南宇和郡愛南町福浦637番地
破産者　倉本　三芳
１　決定年月日　平成23年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第５８２８号
大阪市中央区瓦町２丁目５番４号
破産者　株式会社アルフォンス
１　破産債権の届出期間　平成23年８月12日まで
２　一般調査期日　平成23年９月５日午後４時
平成23年７月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８号
福岡市中央区唐人町１丁目10番１号
破産者　唐人町西地区再開発有限会社
１　破産債権の届出期間　平成23年８月19日まで
２　一般調査期日　平成23年９月29日午後２時30分
平成23年７月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９４号
横浜市戸塚区秋葉町413番地16
破産者　城戸　満正
１　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
２　一般調査期日　平成23年９月20日午前11時40分
平成23年７月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１３号
福岡市中央区六本松４丁目３番11―405号
破産者　西村富志男
１　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
２　一般調査期日　平成23年10月14日午前10時
平成23年７月12日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９４５号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町４番地37　聖倖マンションＮＯ１　102号
破産者　谷　　政子
１　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
２　一般調査期日　平成23年９月29日午後２時
平成23年７月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県南宇和郡愛南町福浦613番地
破産者　倉本健次郎
１　期日　平成23年９月27日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月19日
松山地方裁判所宇和島支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第３２号
山口県周南市河東町６番16―309号
破産者　太田　恭子
異議申述期間　平成23年８月22日まで
平成23年７月19日　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４０１号
宮崎市恒久３丁目２番地４　グランドパレス城ケ崎606号
破産者　有限会社魚聖
異議申述期間　平成23年９月13日まで
平成23年７月19日　　宮崎地方裁判所破産係